

## ◆ 市民税・県民税申告書の書き方 収入金額編 ◆

### 1 収入金額等欄

各収入について金額を記入してください。

事業・不動産収入の場合（ア・イ・ウ）・それぞれの年間収入金額を記入してください。

利子・配当収入の場合（エ・オ）・・・それぞれの収入金額を記入してください。

給与収入の場合（カ）・・・・・・・・・・源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている金額を記入してください。

雑収入 公的年金等の場合（キ）・・・公的年金等の欄には源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている金額を記入してください。

雑収入 その他の場合（ク）・・・・・・・・個人年金・報酬金などの収入金額を記入してください。

総合譲渡収入の場合（ケ・コ）・・・・・・・・土地建物以外のものを譲渡したとき。  
（（所有期間）短期5年以内 長期5年超）

一時収入の場合（サ）・・・・・・・・生命保険金や損害保険金の満期か解約・掛け替えなどあったとき。  
（各証書の金額を確認してください。）

### 2 所得金額欄

事業・不動産所得の場合（1・2・3）収入金額欄に記入した金額から経費の額を差し引いた金額を記入してください。

利子・配当所得の場合（4・5）・・・（多くの場合差し引く経費などはないので）収入金額欄に記入した金額を記入してください。

給与所得の場合（6）・・・・・・・・源泉徴収票がある場合は、「給与所得控除後の金額」の欄の金額を記入してください。

雑所得の場合（7）・・・・・・・・公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた後の金額と、その他の雑収入の収入金額欄に記入した金額から必要経費の額を差し引いた後の金額との合計額を記入してください。

総合譲渡・一時所得の場合（8）・・・下の【注意】を参照してください。

合計（9）・・・・・・・・（1）から（8）までの合計額を記入してください。

#### 【注意】

市民税・県民税申告書の1ページ目の「1 収入金額等欄の総合譲渡収入（ケ・コ）」と「2 所得金額欄の総合譲渡・一時所得の場合（8）」の記入について

市民税・県民税申告書の2ページ目の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に譲渡や一時金の収入や経費が記載してある証書等の金額を記入して1ページ目に転記してください。